

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第33号

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市が職員（市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに薩摩川内市職員の給与に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第57号）第2条に定める一般職の職員をいう。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が、生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下の号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係

る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

- 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
- 2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職、停職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずべき理由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

- 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わ

なければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

#### (旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

#### (旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

#### (旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

#### (旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを

当該旅費の支出又は支払いをする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後7日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、7日以内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出させることができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該請求書又は資料を出したものとみなす。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
  - (3) 座席指定料金
  - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、次に規定する運賃の額とする。
- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、市長等は上級の運賃の額、その他の職員は中級の運賃の額とする。
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、市長等は上級の運賃の額、その他の職員は下級の運賃の額とする。
- 3 前項各号の規定のいずれかに該当する場合において、当該等級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合における運賃の額の上限は、同一階級内の最上級の運賃の額とする。
- (航空賃)
- 第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するもの）の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
- (1) 運賃
  - (2) 座席指定料金
  - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
- (その他の交通費)
- 第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
  - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
  - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
  - (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

- 2 前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（当該旅行者が所有し、かつ、通常通勤のために使用している道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であって、公務使用の登録をされているものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とする。
- 3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市内において私有車により旅行する場合の旅費については、規則で定める。

（旅行雑費）

第13条 旅行雑費は、旅行に要する諸雑費とし、その額は、旅行中の日数に応じ、1日当たり200円とする。ただし、市内に旅行した場合には、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により支給する必要があると市長が認める場合は、市長が別に定める額を旅行雑費として支給することができる。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、同項で定める額を超えない範囲内で規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額

は、5日分を限度として、赴任後自ら居住するための住宅に入居した日までの日数に係る旅行雑費並びに5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下の号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づく国家公務員の外国旅行の旅費を基準として市長が定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例で定める額の範囲内で、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項各号並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（以下この項から附則第6項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第4項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第3条第6項に規定する出張命令権者が旧条例第4条第1項に規定する出張命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第6項に規定する出張命令権者が旧条例第4条第1項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定によりこれを変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。
- 4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職、停職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第33号」に改める。

(薩摩川内市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正)

- 8 薩摩川内市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成16年薩

摩川内市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(実費弁償の額等)

第3条 実費弁償の額及び支給方法は、薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例(令和7年薩摩川内市条例第33号)の一般職の職員の例による。

2 前項に規定するものほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部改正)

9 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例(平成16年薩摩川内市条例第156号)の一部を次のように改正する。

別表中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第33号」に改める。

(薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

10 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第301号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第33号」に、「第18条及び第23条の規定による」を「第14条から第16条まで及び」に、「第11条第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同項第2号中「第13条から第16条まで、第18条及び第19条」を「第9条から第12条まで及び第14条から第16条まで」に改める。

(薩摩川内市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

11 薩摩川内市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(平成17年薩摩川内市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第6条中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第33号」に改める。

(薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

12 薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年薩摩川内市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第33号」に改める。

別表（第14条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	市長	副市長 及び教育長	一般職に 属する職員
北海道	27,000円	18,000円	13,000円
青森県	23,000円	15,000円	11,000円
岩手県	19,000円	13,000円	9,000円
宮城県	21,000円	14,000円	10,000円
秋田県	23,000円	15,000円	11,000円
山形県	21,000円	14,000円	10,000円
福島県	17,000円	11,000円	8,000円
茨城県	23,000円	15,000円	11,000円
栃木県	21,000円	14,000円	10,000円
群馬県	21,000円	14,000円	10,000円
埼玉県	40,000円	27,000円	19,000円
千葉県	36,000円	24,000円	17,000円
東京都	40,000円	27,000円	19,000円
神奈川県	34,000円	22,000円	16,000円
新潟県	34,000円	22,000円	16,000円
富山県	23,000円	15,000円	11,000円
石川県	19,000円	13,000円	9,000円
福井県	21,000円	14,000円	10,000円
山梨県	25,000円	17,000円	12,000円
長野県	23,000円	15,000円	11,000円
岐阜県	27,000円	18,000円	13,000円
静岡県	19,000円	13,000円	9,000円
愛知県	23,000円	15,000円	11,000円
三重県	19,000円	13,000円	9,000円
滋賀県	23,000円	15,000円	11,000円
京都府	40,000円	27,000円	19,000円
大阪府	27,000円	18,000円	13,000円
兵庫県	25,000円	17,000円	12,000円
奈良県	23,000円	15,000円	11,000円
和歌山県	23,000円	15,000円	11,000円
鳥取県	17,000円	11,000円	8,000円
島根県	19,000円	13,000円	9,000円
岡山県	21,000円	14,000円	10,000円
広島県	27,000円	18,000円	13,000円
山口県	17,000円	11,000円	8,000円
徳島県	21,000円	14,000円	10,000円
香川県	32,000円	21,000円	15,000円
愛媛県	21,000円	14,000円	10,000円
高知県	23,000円	15,000円	11,000円

福岡県	3 8 , 0 0 0 円	2 5 , 0 0 0 円	1 8 , 0 0 0 円
佐賀県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円
長崎県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円
熊本県	2 9 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	1 4 , 0 0 0 円
大分県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円
宮崎県	2 5 , 0 0 0 円	1 7 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
鹿児島県	2 5 , 0 0 0 円	1 7 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
沖縄県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円